

優遇制度

※児童扶養手当の支給を受けている方のみが対象です。

都営交通の無料パス

- 児童扶養手当を受けている世帯の世帯員のうち、1人に限り交付します。
- 児童扶養手当証書をお持ちください。

問い合わせ 子育て応援課手当医療助成担当
☎5742-9174　Fax.5742-6387

JR通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当を受けている世帯員に交付します。JR通勤定期乗車券が3割引になります。定期券を購入する際に「資格証明書」「購入証明書」を提出します。

定期券購入前に子育て応援課手当医療助成担当に「資格証明書」・「購入証明書」の申請が必要です。

※「資格証明書」の申請には、ご来庁者の本人確認書類・児童扶養手当証書・顔写真（タテ4㎝×ヨコ3㎝、6カ月以内に撮影したもの）をお持ちください。

※「購入証明書」は定期券を購入する時に必要です。ご来庁者の本人確認書類・児童扶養手当証書・資格証明書をお持ちください。
6カ月分発行します。

※郵送または電子による申請も可能です。詳しくは品川区ホームページをご覧ください。

問い合わせ 子育て応援課手当医療助成担当
☎5742-9174　Fax.5742-6387

水道・下水道基本料金の免除

児童扶養手当や特別児童扶養手当の受給世帯は、申請により、水道料金は基本料金と1カ月あたり10m³までの従量料金の合計額、下水道料金は1カ月あたり8m³までの料金が免除されます。(子育て応援課手当医療助成担当で免除申請に必要な証明書を発行します)

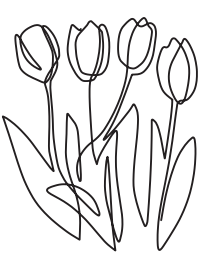
問い合わせ 水道局品川営業所(免除申請先) ☎5749-5573
子育て応援課手当医療助成担当
☎5742-9174　Fax.5742-6387

粗大ごみ収集手数料の免除

児童扶養手当や特別児童扶養手当の受給世帯は、申請により粗大ごみの収集にかかる手数料が免除されます。粗大ごみ受付センターへ申し込みする際に、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給しているとお伝えください。粗大ごみ受付センターから減額免除手続き案内書をお送りします。

案内書に記載されている必要書類をご用意のうえ、申請されるご本人が、品川区清掃事務所または最寄りの地域センターで、お手続きをいただくか、品川区電子申請サービス「〔品川区清掃事務所〕粗大ごみ処理手数料の減額申請」からご申請ください。

問い合わせ 品川区粗大ごみ受付センター
☎6733-5374
品川区清掃事務所
☎3490-7051　Fax.3490-7041



たばこ小売販売業許可の証明

母子家庭のお母さんや寡婦または母子福祉団体が、製造たばこの小売販売業の許可を受けたい場合、申請に要する母子世帯証明書などの交付が受けられます。

問い合わせ 子ども家庭支援センターひとり親相談係
☎5742-6589

日本たばこ産業株式会社 東京支社
営業総務部許可担当（免除申請先） ☎6703-7704

所得税・住民税のひとり親控除等

一定の要件に該当する場合は、所得税・住民税のひとり親控除を受けることができます。 該当する給与所得者の方は、勤務先給与担当者へお知らせください。それ以外の方は、税務署や区役所に申告をお願いします。

●ひとり親控除● 所得税35万円、住民税30万円

現に婚姻をしていないことまたは配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件すべてに該当する方（男女を問いません）

- 合計所得金額が500万円以下であること
- 生計を一にする子（8年分の総所得金額等の合計額が62万円以下で、ほかの人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る）がいること
- 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

●ひとり親非課税（住民税のみ）●

ひとり親控除の要件に該当する方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方

問い合わせ 税務課課税担当 ☎5742-6663～6
Fax.5742-7108

品川税務署 ☎3443-4171

荏原税務署 ☎3783-5371

利子非課税制度

遺族基礎年金または寡婦年金を受けることができる妻などが行う預貯金などに係る利子は一定手続きにより非課税になります。

●対象となる貯蓄●

- 預貯金など（合同運用信託・特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券含）の各元金350万円までの利子など
- 少額公債の額面350万円までの利子

その他、勤労者を対象とした財形住宅貯蓄および財形年金貯蓄の各元本合計550万円までの利子なども非課税です。

詳しくはゆうちょ銀行および各金融機関におたずねください。

